

(景観重要建築物等に係る行為の届出等)

第31条 景観重要建築物等の所有者等は、規則で定める行為をしようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る行為について助言することができる。